

先着順による公有財産の売払いについて

七戸町が保有する未利用地の売却にあたり、先着順により売り払うものである。

令和8年6月25日

七戸町長 田嶋邦貴

記

1 物件

物件番号	所在地	地目	地積	現況	売払価格	備考
第1号	七戸町字館野32番175	宅地	264.24㎡	更地	2,469,322円	物件調書参照

2 参加資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 七戸町財務規則第127条の2の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 七戸町暴力団排除措置要綱第2条第1号に規定する暴力団並びに第3号に規定する暴力団員等及びこれらの者の依頼を受けて町有地等の売買契約をしようとする者でないこと。
- (4) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて町有地等の売買契約をしようとする者でないこと。
- (5) 市町村民税の滞納がない者であること。

3 資格の審査

買受を希望する者（以下「買受希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、公有財産買受申請書（以下「申請書」という。）により審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和9年2月26日（金）までに必着とする。
（一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかによる郵送、または持参による）
- (2) 提出部数 1部

(3) 提出場所 七戸町役場 財政課

青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4

(4) その他必要書類

必要書類	注意事項
① 住民票（抄本）の写し （個人の場合）	買受申込日以前、3ヶ月以内に発行されたもの
② 履歴事項証明書 （法人の場合）	買受申込日以前、3ヶ月以内に発行されたもの
③ 役員一覧 （法人の場合）	法人の履歴事項証明書に記載されている役員全てを記載してください。
④ 印鑑証明書	買受申込日以前、3ヶ月以内に発行されたもの
⑤ 現在の住所地の納税証明書または市町村住民税の滞納がないことの証明書 （個人の場合）	住所変更により、現在の住所地で納税証明書が交付されない場合は、直前の住所地の納税証明書または市町村住民税の滞納がないことの証明書。
⑥ 本店所在地の納税証明書または法人市町村住民税の滞納がないことの証明書 （法人の場合）	住所変更により、現在の住所地で納税証明書が交付されない場合は、直前の住所地の納税証明書または法人市町村住民税の滞納がないことの証明書。

(5) その他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者は、（2）の通知を受けた日の翌日から3日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）以内に書面をもって、その理由の説明を求められることができる。

エ 申請書の提出にかかる費用の負担は、買受希望者の負担とする。

オ 提出された申請書は返却しない。

4 買受申請から所有権移転まで

(1) 町有財産の買受申請

ア 受付期間及び場所

令和8年6月29日から令和9年2月26日まで

青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4 七戸町役場 財政課

TEL:0176-68-2117 FAX:0176-68-2804

イ 申請方法

申請書に必要事項を記入し、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては役員等一覧及び法人登記事項証明書を添付して七戸町役場財政課へ提出すること。申請書は、七戸町ウェブサイトからダウンロードするか、七戸町役場財政課から受領すること。

※同日に申請が複数あつた場合は抽選とする。

(2) 契約の締結

ア 契約の締結

契約相手方として決定された場合には、決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

イ 契約保証金

契約を締結する際には、売買代金の100分の5以上の契約保証金を納付させるものとする。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができる。

ウ 費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結に関して必要な費用は、買受者の負担とする。

(3) 売買代金の支払

売買代金は、契約締結日から30日以内に支払うものとする。なお、期限までに売買代金の納付がなく売買契約が解除となった場合、契約保証金は町に帰属するものとする。

(4) 所有権の移転等

登記手続は町が行うが、登録免許税等は買受者の負担とする。

5 その他

- (1) 売買契約締結後に、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできない。
- (2) 現況有姿での引渡しとする。物件内に残置物がある場合でも、売主は撤去を行わない。
- (3) 図面等の資料と現況に差異がみられる場合には、現況を優先する。

公有財産買受申請書

令和 年 月 日

公有財産の買受について、次のとおり申請します。なお、「七戸町公告第42号」に定める契約の条件に従うこと及び申請資格を満たしていることを誓約します。

七戸町長 田嶋 邦貴 殿

申込者 住所

氏名 印
(法人にあたっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

生年月日 年 月 日

申込物件

物件番号 _____

所在地 _____

買受金額 _____ 円